

中級ソフトウェア品質技術者 倫理規定

2011年11月21日制定

前文

一般財団法人 日本科学技術連盟（以下、日科技連という）は、ソフトウェア品質技術体系の構築、普及により、ソフトウェア品質を向上し、日本のソフトウェア産業の国際競争力を強化して、安心、安全な社会の実現を目指している。その実現に貢献できる知識と経験を有している中級ソフトウェア品質技術者が遵守すべき倫理規範を以下のとおり定める。

（使命）

第1条

中級ソフトウェア品質技術者は、その専門的知識と経験に基づき、ソフトウェアの品質向上に努め、所属する組織や顧客の業績の向上、社会に信頼される高品質なソフトウェアを供給することに努めなければならない。

（法の遵守）

第2条

中級ソフトウェア品質技術者は、法令を遵守するとともに、本倫理規定に従わなければならない。

（品位の保持）

第3条

中級ソフトウェア品質技術者は、自らの使命の重要性に鑑み、品位の保持に努め、高い社会的信頼を保持するよう努めなければならない。

（社会への貢献）

第4条

中級ソフトウェア品質技術者は、ソフトウェアの品質向上のために自身の業務成果について積極的に社会に対して情報を発信し、後進の育成に協力しなければならない。ただし、守秘義務に違反することがあってはならない。

（継続研鑽）

第5条

中級ソフトウェア品質技術者は、常に自己研鑽に励み、ソフトウェアの品質向上に必要な専門能力の向上、および最新の知識の獲得に努めなければならない。

附 則

- 1.この規定の改廃は、日科技連 SQiP 資格運営委員会の承認を得なければならない。
- 2.この規定は、2011年11月26日から施行する。